

年金シリーズ①

～年金制度の概要と老齢厚生年金～

お問い合わせ ☎

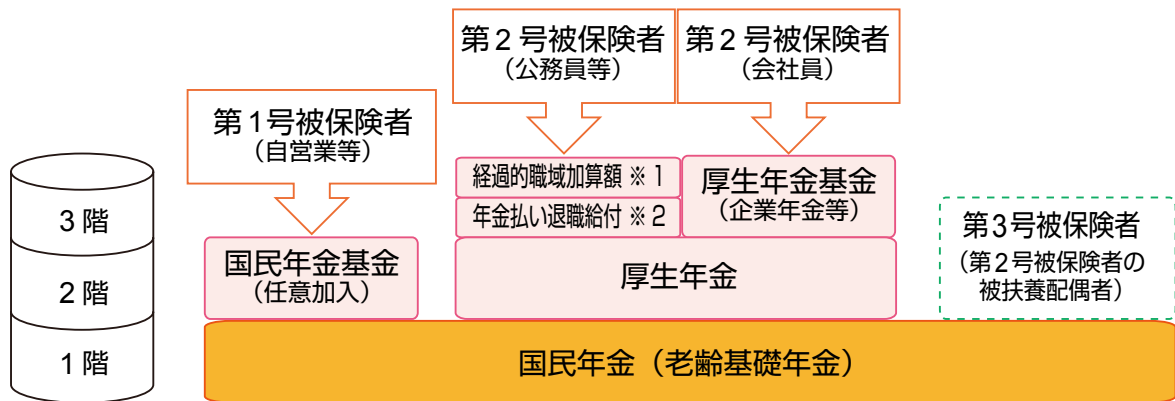
年金班 043-223-4116

●年金制度の概要

日本の年金制度は、家の構造に例えられ、よく「3階建て構造」と表現されます。

- 1階部分・・・ 20歳から60歳までのすべての方が加入している「国民年金（老齢基礎年金）」
- 2階部分・・・ 公務員、会社員が加入している「厚生年金」
- 3階部分・・・ 公務員独自の制度である「年金払い退職給付」「経過的職域加算額」

また、会社員が加入している厚生年金や国民年金には上乘せ部分として厚生年金基金制度や国民年金基金制度（いずれも任意加入）が設けられています。この仕組みを図で表すと以下のようになります。



- ※1 平成27年10月以降に受給権が発生する方で、平成27年9月までの公務員共済期間がある方については、経過措置として、その期間に応じた職域年金相当部分の年金が支給されます。
- ※2 共済年金の職域年金相当部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から創設された制度です。

●老齢厚生年金

受給者が65歳に達した際に「本来支給の老齢厚生年金」の受給権が発生すると同時に、国民年金の「老齢基礎年金」の受給権も同時に発生します。

また一定の生年月日の方は65歳の誕生日を迎える前に「特別支給の老齢厚生年金」を受給することができます。

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以降
昭和28年4月1日以前						
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日			特別支給の 老齢厚生年金			
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日						本来支給の 老齢厚生年金
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日						
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日						
昭和36年4月2日以降						老齢基礎年金

特別支給の老齢厚生年金の支給要件

- ・被保険者期間※3が1年以上であること。
- ・被保険者期間等※4が10年以上であること。
- ・支給開始年齢以上65歳未満であること。

本来支給の老齢厚生年金の支給要件

- ・65歳以上であること。
- ・被保険者期間等が10年以上であること。

- ※3 被用者年金制度（共済組合・厚生年金保険・私学共済）への加入期間を合算した期間。
- ※4 「被保険者期間」と国民年金保険料納付済期間、免除期間、合算対象期間を合算した期間。

ホテルポータープラザちば地下1階パーティールームもリニューアルしました。是非ご来店ください！